

## マニュアルの主な変更（概要）

項目	変更概要	頁
第1章 総則		
§1 目的	下水道BCPの策定目的に以下の事項を追加。 ・広域的かつ長期的な被害を想定（ライフラインの長期停止や現有備蓄量の不足等）に対応する必要。 ・甚大な被害を受け、下水道施設の復旧に対して緊急性が無い場合においても、トイレ機能の確保は必要であり、BCPの視点で対応していく必要。	4
	・全庁BCPと下水道BCPとの関係を整理。	5
§2 地域防災計画と下水道BCPとの関係	変更なし。	
§3 対象範囲	・“仮設トイレ設置は対象外”の記載を削除。 →耐震化状況の情報提供やマンホールトイレシステムの設置等、避難地等のトイレ機能の確保に下水道は密接に関係しているため“仮設トイレ設置は対象外”の記載を削除。	10
§4 下水道BCPの計画体系	文章構成を一部変更（策定フローの掲載位置等）。	11
§5 用語の解説	下水道BCPの定義に津波事象を追加。	12
第2章 業務継続の検討		
§6 下水道BCPの策定体制と平時の運用体制	変更なし。	—
§7 災害時の体制と 現有リソース等の設定	以下の事項を追加。 （2）災害時の対応拠点の確保と発動基準の設定 ・代替対応拠点を確保する際に津波事象を考慮する必要。 （3）重要関係先との緊急連絡の確保 ・連絡手段の代替えとして衛星電話や無線機の重要性を記載。また、長期的な被害に対応できるようバッテリーの確保も重要であることを記載。 （4）避難誘導と安否確認 ・避難時における発動基準を設定する必要や、避難ルートの設定の必要を記載。 （5）下水道施設の防災施設としての活用有無の確認 ・新規項目として追加。	14 ～16

項目	変更概要	頁
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水処理場の屋外や管理棟上部を避難場所として活用することについて考慮する必要を記載。</li> </ul>	
§ 8 地震規模等の設定	<p>津波規模の設定について、以下を記載。</p> <p>津波の規模は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき都道府県が設定した区域及び水深（最大クラスの津波）に基づき設定することを原則とする。ただし、下水道BCP策定時に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいた津波想定がなされていない場合は、その他の機関が設定する最大クラスの津波想定を用い設定。</p>	17
§ 9 被害想定	資料5参照。	18～ 23
§ 10 優先実施業務の選定	浸水防除に係わる業務を追加。	26
§ 11 許容中断時間の把握	変更なし。	—
§ 12 対応の目標時間の決定	変更なし。	—
§ 13 中小地方公共団体における下水道BCP策定の留意事項	全面的な支援の必要性について追加。	33
<b>第3章 非常時対応計画</b>		
§ 14 非常時対応計画の整理	東日本大震災における発災後の対応について、下水道部局と関連行政部局と民間企業の動きを事例として追加。	参考 資料7
<b>第4章 事前対策計画</b>		
§ 15 事前対策	事前対策に津波を考慮することを記載。	37
§ 16 下水道台帳等の整備及びそのバックアップ	地図情報と連携した下水道台帳を予め整備していたことで、緊急調査等が上手く機能した事例を追加。	39
§ 17 資機材の確保 (備蓄及び調達)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域かつ長期的な被害に対応できるよう、燃料等の調達方法を確保する重要性を記載。</li> <li>・ 機動的に公衆衛生を確保した事例や、浸水被害を防除した事例を記載。</li> </ul>	40～ 42

項目	変更概要	頁
§ 18 関連行政部局との 連絡・協力体制の構築	<p>以下の事項を追加。</p> <p>①放流先水管理者との緊急放流に係わる調整            →機動的な公衆衛生を確保するにあたり緊急放流を行うことが予想される場合には、放流先水管理者等と緊急放流に係わり取り決めを事前に確立する必要。</p> <p>②流域下水道管理者と公共下水道管理者との調整            →流域下水道施設が被災し、下水道施設の機能回復が遅れている場合には、公共下水道から汚水が溢水する可能性もある。そのため、流域下水道管理者と公共下水道管理者は、被災状況や応急復旧の見通しについての情報連携をすることが重要</p> <p>③災害用トイレを所管する部局との連携            →避難地等のトイレ機能を確保するには、避難地下流の下水道施設の耐震化状況の情報提供、マンホールトイレシステムの設置等、下水道部局として積極的に行う必要があるため、災害用トイレを所管する部局と連携し、避難地下流の耐震化状況等を踏まえた必要トイレ数を検討するとともに、下水道部局として対応可能なマンホールトイレシステムの設置検討を行うことが重要。</p> <p>④各地下埋設物管理者等との応急復旧の施工時期の調整            →応急復旧を実施する管路施設の近傍に他の地下埋設物が占用し、同時期に双方が応急復旧を実施する場合には、道路の再掘削工事等を避けるため、同一掘削内で施工する等、各地下埋設物管理者や道路管理者と施工時期について調整することが必要。</p> <p>⑤環境部局とのし尿受け入れに係わる連携            →避難地等に設置される仮設トイレからのし尿や閉塞した管渠の土砂受け入れは、し尿処理場にて処理することが多いが、し尿処理場の機能が停止している場合には、汚泥吸引車にて収集したし尿を下水処理場へ運搬し、処理することも予想される。そのため、汚泥吸引車にて収集したし尿の処理方法について、環境部局と連携を図ることが重要である。</p>	43 ~44

項目	変更概要	頁
§ 19 他の地方公共団体との 相互応援体制の構築 (支援ルール)	被災自治体における受入チェックリスト(例)の追加	45
§ 20 民間企業等との 協定の締結・見直し	調査、応急復旧を円滑に実施した事例として、民間企業の窓口を一元化した事例や、契約手続きの簡略化を図った事例を記載。	46
§ 21 住民等への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報発信の1つとして、浸水危険性の周知を追加。</li> <li>・ 下水道使用の自粛依頼や下水道施設の仮復旧状況のお知らせとして、チラシを事前に作成する必要を記載するとともに、実際に配布したチラシを事例として追加。</li> </ul>	47
第5章 訓練維持改善計画		
§ 22 訓練計画	下水道部局単独で実施できる効果的な訓練計画の事例を記載。	48～ 49
§ 23 維持改善計画	変更なし	—
参考資料		
参考資料 1 震後に確保すべき 下水道機能	変更なし。	—
参考資料 3 兵庫県南部地震及び新潟県中越地震における処理場・ポンプ場の被害事例	地震動による下水道施設の被害想定に活用できるよう兵庫県南部地震及び新潟県中越地震における処理場・ポンプ場の被害事例を記載。	58～ 59
参考資料 4 東日本大震災における処理場・ポンプ場の津波被害事例	津波による下水道施設の被害想定に活用できるよう東日本大震災における処理場・ポンプ場の津波被害事例を記載。	60～ 66
参考資料 7 宮城県南浄化センターにおける対応(民間企業と下水道部局の動き)	東日本大震災での各自治体、民間企業の復旧への取り組みを時系列に整理。	71～ 72
参考資料 8 下水道BCP策定時のチェックリスト	下水道部局が有する非常時対応マニュアルを下水道BCPの視点で見直す際に役立つよう、チェックリストを追加。	73～ 74